

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政 治団体以外)	国会議員関係政 治団体及び資金 管理団体以外
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

(「×」は記載・添付不要を表します。)